

コンプライアンス・リスクマネジメント

▶ リスクマネジメント

資生堂のリスク管理の基本方針についてご紹介しています。

▶ 企業倫理の浸透活動

社員が高い倫理観を持って活動するための活動をご紹介しています。

▶ 情報セキュリティ管理

資生堂グループの各種情報資産を守るための活動をご紹介しています。

▶ サプライヤーとともに

サプライヤーとのパートナーシップ強化を目指した取り組みをご紹介しています。

▶ 知的財産の保護

知的財産の保護と機密の保持を確実にするための取り組みをご紹介しています。

▶ タックスポリシー

資生堂グループの税務方針をご紹介しています。

リスクマネジメント

コンプライアンス委員会はリスクの特定、評価、軽減、モニタリングを通じてコーポレートガバナンス責務を遂行しています。また、リスクマネジメントのフレームワークの構築や関連業務の承認やモニタリングも管轄しています。

■ リスクマネジメント

2016年度より、企業として対応すべきリスク約100項目について、リスク低減に向け対応すべき所管部門の可視化や、100項目の中でも非戦略・非財務リスクについては、国内外での対応状況の確認を進めています。また、2014年度実施のリスクアセスメントの結果、「個人情報保護」「贈収賄防止※」「カルテル防止」「取引先リスク防止」の4項目については、コンプライアンスに関する強化テーマと位置づけ、コンプライアンスプログラムの整備を進めています。

※ 不正な利益を得るためと疑われるような接待や贈答のみならず、政治献金、スポンサー活動、慈善活動などの形を借りた贈収賄も禁止しています。

SHISEIDO GROUP

資生堂グループのコンプライアンスの取り組みについて

資生堂グループは、グローバルビジネスの展開において、法令や社内規則の遵守はもちろんのこと、より高い倫理観を持って公正な企業活動の推進に努めています。

また、資生堂グループは、より高いレベルで社会的責任を果たすために重点的に取り組むべき領域を以下の3領域として定め、グループ全体で遵守することを以下のとおり宣言します。

1. お客様のプライバシー等を守る視点から重要な個人情報保護

インターネットの普及等に伴い情報が瞬時に拡散する環境で、お客様のプライバシー等を守るうえで個人情報保護の重要性が高まっています。資生堂グループは、お客様情報を始めとする個人情報を、適正に管理し、不適切な利用はしません。

2. 公正・透明・自由な競争に基づく適正な取引(贈収賄防止・カルテル防止)

公正な競争を阻害する贈収賄およびカルテルは、各国の法律において、厳格に規制されています。資生堂グループは、公正・透明・自由な競争の実現のために、ビジネスの遂行に際して、相手先が公務員か公務員でないかに拘らず、不正な利益を得るためと疑われるような接待や贈答の授受、また、カルテル行為及びカルテルと疑われるような行為を行いません。

3. サプライチェーンとの協働(CSR 調達)

社会の持続可能な発展に貢献するためには、自社だけでなく、サプライチェーンとの協働が欠かせません。資生堂グループは、製品や原材料などを調達するにあたり、取引先と対等な関係を保ち、また、取引先と人権尊重・法令遵守・環境保全など社会的責任の遂行にかかわる取り組みを共有し、ともに推進します。

また、上記3領域における宣言の実現のために、遵守・対応すべき事項を以下にルール化しています。

- ・「情報セキュリティポリシー」、「プライバシールール」
- ・「接待・贈答に関する規程<賄賂防止規程>」
- ・「カルテル防止に関する規程」
- ・「資生堂グループ・サプライヤー行動基準」

上記について、資生堂グループで働く一人ひとりに理解と遵守を要請し、コンプライアンスに取り組んでいます。

2015年10月
代表取締役 執行役員社長

魚谷雅彦

インシデント対応

発生したインシデントに対して迅速かつ適切な対応をとるために、当社は、インシデントを明確に定義・分類しています。インシデント発生部門は、コンプライアンス委員会事務局であるリスクマネジメント部門に迅速に報告します。リスクマネジメント部門は、経営影響の大きさや社会的な反響の観点からインシデントレベルを判断し、対応に必要な機能を招集し対応組織を立ち上げます。対応組織は、被害を最小限に抑え二次被害を生まないよう対応策を検討するとともに、対応の状況・対応結果・再発防止策を継続的に確認し、適時適切にコンプライアンス委員会に報告しています。

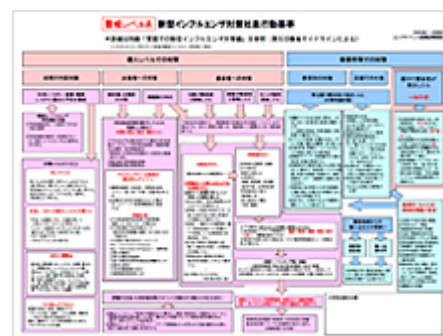
事業継続計画（BCP）

発生・顕在化したリスクに備える具体的事例のひとつが、「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」です。

当社（日本地域）は、大地震や新型インフルエンザなどの事業継続に係る大災害が発生した場合に、被害を最小限にして早期の事業復旧が図れるよう、重要業務をどのように再開し復旧・継続させるかについて、事前に定めたBCPを策定しています。BCPでは、業務停止につながるあらゆる災害・リスクへの対応が求められます。資生堂は、災害・リスクを「突発的に被害が発生する災害・リスク」と「段階的・長期的に被害が継続する災害・リスク」の特性別に2つに分類し、突発的リスクの代表として「地震対策BCP」、段階的・長期的リスクの代表として「新型インフルエンザ（感染症）対策BCP」を定めています。その他の事業継続に係るリスクが発生した場合には、発生したリスクの特性に応じて「地震対策BCP」あるいは「新型インフルエンザ（感染症）対策BCP」を応用するとしています。

地震対策BCPでは、地震発生前後を（1）予防対策（2）緊急対応（3）業務再開（4）復旧・事業継続の4フェーズに分け、フェーズごとの実施事項を定めています。災害・リスクが発生すると、代表取締役副社長を本部長とする緊急対策本部が立ち上がり、安否確認や被害状況把握などの緊急対応や、重要業務である商品供給の検討などを行います。2011年3月の東日本大震災にあっても、BCPに基づいて迅速な対応を図りました。

新型インフルエンザ（感染症）対策BCPでは、新型インフルエンザを強毒性・中毒性・弱毒性の3つのレベルに分類し、それぞれの毒性に応じて一時休業などの行動方針を定めています。そして、（1）予兆段階（2）初期警戒段階（3）厳戒段階（4）終息期警戒段階の4フェーズに分けて、毒性のレベル別にそれぞれのフェーズでの実施事項を定めています。社内周知にあたっては、BCPに定める実施事項を社員のとるべき行動としてまとめた『新型インフルエンザ対策社員行動基準』を作成し、いざというときに冷静な対応ができるよう、イントラネットに掲載して社員の意識喚起を図っています。



新型インフルエンザ対策社員行動基準

企業倫理の浸透活動

資生堂グループでは社員が高い倫理観を持って活動するために、社内研修の実施や相談・通報窓口を設置しています。

社内研修

(1) 職場での企業倫理の浸透

日本国内では、各事業所により高い倫理観を持つ風土づくりを担当する企業倫理推進リーダーを配置。海外においては、地域ごとに配置したリスクマネジメントオフィサーが各地域の企業倫理活動を担当。また、各事業所にビジネスエシクスオフィサーを配置し活動をサポートしています。企業倫理推進リーダーおよびリスクマネジメントオフィサーは、定期的に企業倫理活動推進状況・結果をコンプライアンス委員会に報告しています。

(2) 全社員研修（年1回）

社員同士の話し合いによる「気づき」を大切にした人権啓発や企業倫理研修を、日本国内の資生堂グループ全ての事業所において毎年1回実施しています。

また「風通しの良い職場風土作り」を目指し、さまざまシーンでより良いコミュニケーションを目指した研修を実施しています。

(3) 階層別研修（年1回）

全社員対象の研修に加え、役員、管理職、新入社員といった階層や事業所別の特性に合わせた内容で、集合研修を実施しています。

従業員向けの通報・相談窓口

社員の人権や労働に関する諸問題について、相談・通報を受けるための相談窓口*を設置しています。

※ 幅広い職場の相談や通報を受け付ける「資生堂相談ルーム」、「資生堂社外ホットライン」、通報案件に特化した「コンプライアンス委員会ホットライン」、役員に関係した通報を受け付ける「監査役への通報メール」を設置。

詳細は「人権尊重と責任ある調達 - 2018年の実績 従業員とのかかわり」をご覧ください。

上記の各窓口については、公正な調査解決ルートや通報（相談）者の不利益扱いの禁止を明示した規程を整備し、相談受付方法等とあわせて、倫理カード配布やポスター掲示、イントラネット等で社員に周知しています。海外については、内部通報制度「ホットライン」を構築し、主要事業所ごとに通報窓口を開設しています。本社には海外事業所の社員から直接通報を受け付ける「資生堂グループグローバルホットライン」の窓口も開設しています。

情報セキュリティ管理

情報セキュリティに関する方針

資生堂グループの全事業所が保有する重要な各種情報資産を守り、堅牢な情報セキュリティを確立して維持することを目的に、資生堂グループで働くすべての人を対象とした「情報セキュリティポリシー」を定め、資生堂グループ全体で一貫した基本方針のもと各種情報資産の管理・運用に努めています。毎年、情報セキュリティに関するe-ラーニング講習など、社員への教育を継続して実施しています。

個人情報の保護に関する方針

資生堂では、事業などを通じて保有する個人情報の重要性を深く認識し、保護の徹底を図ることが社会的責務と考え、資生堂グループで働くすべての人が守るべき「資生堂グループ プライバシールール」を定め、資生堂グループ全体で個人情報保護の確実な履行に努めています。

また、プライバシーポリシーにより、資生堂の個人情報保護に関する方針を広く公開しています。

サプライヤーとともに

■ 当社取扱品目とサプライヤーの概況

取扱品目

取扱い品目は弊社商品（化粧品、トイレタリー製品、医薬事業）に関するパッケージ、化粧用具、原料、香料などの生産資材、販売支援ツールおよびOEM調達品です。

1. パッケージ、化粧用具：樹脂、ガラス、紙、金属などの素材および加工品
2. 販売支援ツール：POP類、プレミアムなど

サプライヤー数

当社は「資生堂グループ 調達方針」にある「よきパートナーシップの構築」、「公正な購買取引」、「グローバルな調達にむけて」、「契約の履行」という理念に基づき、296社と取引をしております

取扱い品目	一次サプライヤー数 2018年
直接材（材料+OEM）	135
直接材（原香料）	133
間接材（販促物）	28
合計（社数）	296

（グローバルヘッドクォーター管轄、2018年度実績）

主要サプライヤー

当社は、購買額占有率及びQCDEST※視点でのパフォーマンスを踏まえ、中長期的な視点で当社ビジネスに主要となるサプライヤーを「主要サプライヤー」と定義しております。

※ QCDEST (Quality, Cost, Delivery, Environment, Service, Technology)

主要サプライヤー数	71
一次サプライヤーに占める主要サプライヤーの割合（サプライヤー数比率）	24%
一次サプライヤーに占める主要サプライヤーの割合（調達額比率）	81%

お取引までの流れ

新規サプライヤーとのお取引を開始する際には、以下のプロセスに従ってすすめています。

サプライヤーと当社のコンタクト

- ① サプライヤーからの直接のご提案
- ② 当社からのご連絡（調達希望品目の案内）

ご提案・ご提示内容の検討

コンタクトの状況に応じてご提案・提示内容について社内検討をさせていただきます。

- ① 購買部門（場合により担当部門）での採用可否の検討
- ② ご提案内容に応じて、社内会議体での全社的審議

新規サプライヤーの審査

新規のお取引の場合、以下の条件について検討させていただきます。

- ① 経営方針・経営姿勢
- ② 信用および経営姿勢
- ③ 対応力（コスト、技術、品質、生産能力、サービス能力）
- ④ 秘密保持の信頼性
- ⑤ 経歴と事業内容
- ⑥ 他社とのお取引状況
- ⑦ サプライヤー行動基準及び環境対応への姿勢

商品化にむけた詳細の検討・評価

ご提案・提示内容に対する具体的な商品ニーズがある場合には、商品化に向けた詳細な検討を行います。

その際、製品仕様に基づいた詳細な見積もりをお願いいたします。

並行して、関係部門を含め以下について検討・検証させていただきます。

また、評価用サンプルによる検討も同時に行います。

- ① 品質
- ② コスト
- ③ 納期
- ④ 安全性
- ⑤ 工場所有権
- ⑥ 当社工場生産適正



最終交渉・購買契約締結

調達にあたっての全ての条件について再度確認・調整のうえ購買契約を締結いたします。
尚、購買契約にて、「資生堂グループサプライヤー行動基準」への遵守も合意頂いております。

資生堂グループ サプライヤー行動基準

2006年よりサプライヤーには「PDF資生堂グループサプライヤー行動基準」をご案内し、ともに倫理的な事業活動に取り組んでまいりました。近年の社会・環境課題への取り組みが問われる状況に対応し、2018年4月に人権尊重・法令遵守や環境保全などの項目義務/努力事項を明確化するとともに、2019年6月には従業員の労働時間・休日・休暇の適切な管理についても追記し改訂しています。また、一次サプライヤーはもとより、その取引に関連したサプライヤーの協力事業者にも同じ基準の遵守を求めています。

サプライヤーとのパートナーシップ

購買方針説明会の開催

資生堂は、時代の変化や社会からの新たな要求に 대응していくためにも、調達に対する考え方について、サプライヤーにタイムリーで的確な情報共有が重要であると考えています。従いまして、購買方針について周知を図ることを目的に、日本、中国における調達部門において、毎年1回、サプライヤーとの『購買活動方針説明会』を開催しています。日本の調達活動部門では、原香料、材料、間接材の、各領域における購買方針やさまざまな業務、依頼事項について直接お伝えするとともに、サプライヤーからの質問事項、要望に応える場として活用しています。

グローバルヘッドクォーター購買部門では、2019年度は209社のサプライヤーにご参加いただきました。中国では89社のサプライヤーにご参加いただくことになり、志を同じくする全てのサプライヤーを尊重し、お互いの持続可能な発展に努めていきます。



Shiseido Suppliers' Awardの開催

資生堂は、購買方針に対し高いパフォーマンスを発揮して頂いたサプライヤーを招待し、毎年Shiseido Suppliers' Awardを開催しております。2019年度は、横浜・みなとみらいに4月にオープンしたばかりの「S/PARK (エスパーク)」にて開催し、43社にご参加頂きました。また、QCDEST視点で特に評価が高かったサプライヤーを表彰しており、2019年度は5社を表彰致しました。サプライヤーに感謝の意をお伝えすると同時に、資生堂の未来を共有し、パートナーシップ強化に努めております。



グローバルでの購買連携

当社はグローバル各拠点の購買責任者が一堂に会する「SIPM(Shiseido International Procurement Meeting)」を毎年開催しております。目先の課題共有だけでなく、中長期的な目標を共有し、グローバルでの購買戦略を討議しております。また、この場を通して、サステナビリティ活動のグローバル浸透も進めております。



知的財産の保護

資生堂グループは、知的財産活動でイノベーションを創出し企業およびブランドの価値を高めるための重要な活動であると位置付けています。将来を見据えて新たな知的財産を獲得し、グループ全社で最大限に有効活用することで、資生堂グループの技術とマーケティングの競争力強化につなげます。

また、他者の知的財産を尊重するとともに、その重要性を社内に周知徹底しています。

※ 知的財産口知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権など）および営業秘密（ノウハウなど）

タックスポリシー

グローバルタックスポリシー

資生堂グループは世界各国の法令を遵守します。「資生堂グループ倫理行動基準」に行動基準を記載することに加え、グローバルタックスポリシーを定めることで税務の透明性を確保します。グローバルに税務リスクを排除し、株主価値の向上を目指します。

税務原則

■ コンプライアンス

OECDが定めた国際課税の基準及び各国の法令を遵守します。

■ ガバナンス

「資生堂グループ倫理行動基準」に「法令遵守」「税務会計処理の方針」を記載し、全社員が共有することで、税務の透明性を確保します。各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。

■ 税務責任と体制

税務はCFOの責任とします。本社の税務チームが資生堂グループ全体の税務を統括し、各地域に配置したCFOが地域の税務を統括します。必要に応じて税務の専門知識を有する社員を配置し、グローバルに税務リスクを管理する体制を組織します。社員に対し、税務知識向上のための啓発を行います。

■ 株主価値の向上

「ガバナンス強化」と「正常な事業活動の範囲内での優遇税制活用等による節税」に努めることで、株主価値の向上を図ります。

■ 移転価格

OECD移転価格ガイドライン及び各国の法令に準拠した資生堂グループの移転価格ポリシーを定め、このポリシーに基づいたグループ間取引価格を設定します。

■ タックスハイブン

タックスハイブンを利用した意図的な租税回避は行いません。

■ 税務当局との関係

税務当局への協力的な対応を通じ、良好な関係を築いていきます。

資生堂グループの英国におけるタックスポリシー

資生堂グループは世界各国の法令を遵守します。企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHY, "OUR MISSION, DNA and PRINCIPLES"を定義し、「資生堂グループ倫理行動基準」に行動基準を記載することに加え、グローバルタックスポリシーを定めることで税務の透明性を確保します。

英国財政法2016 (Schedule 19、パラグラフ19(2)及び22(2))の規定に基づき、資生堂グループは英国における税務戦略及び税務への取組方針を以下のとおり公表します。

■ ガバナンスと税務責任

「資生堂グループ倫理行動基準」に「法令遵守」「税務会計処理の方針」を記載し、全社員が共有することで、税務の透明性を確保します。

資生堂グループの税務リスクに対してはCFO（最高財務責任者）が責任を負います。各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。

税務はCFOの責任とします。本社の税務チームが資生堂グループ全体の税務を統括し、各地域に配置したCFOが地域の税務を統括します。必要に応じて税務の専門知識を有する社員を配置し、グローバルに税務リスクを管理する体制を組織します。社員に対し、税務知識向上のための啓発を行います。

税務リスクの管理はSenior Accounting Officer (SAO)の責任とします。英国においては、英国及びアイルランドにおける資生堂グループ会社のCFOがこの役割を果たしています。

■ タックスプランニング

資生堂グループにおける税務上の取決めは、商業活動及び経済活動に基づくものです。資生堂グループは、英国及びその他の国と地域における事業活動について監督及び見直しを行い、必要に応じて税務上の取決めについても見直しを行うことで各国の法令への遵守を担保します。

国際的には、経済開発協力機構（以下、「OECD」）が策定したガイドライン、及び各国の法令を遵守します。

OECD移転価格ガイドライン及び各国の法令に準拠した資生堂グループの移転価格ポリシーを定め、このポリシーに基づいたグループ間取引価格を設定します。

英国においては、英国政府が締結した租税条約及びOECDが策定した国際課税に係るガイダンスを遵守します。

■ 税務リスク

資生堂グループはグローバルに税務リスクを排除し、株主価値の向上を目指します。

また、各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。税務リスクの複雑性及び不確実性に応じて、外部のアドバイザーからの助言を求めることがあります。

■ 英国税務当局との関係

英国に所在する資生堂グループ各社は、英国政府及び英国税務当局と相互尊重に基づく建設的な関係を構築し、維持していくことを望みます。見解の相違が生じた場合には、確実性のある合意が早期に達成されるよう、協力を行います。